



鳥取県公報

令和4年9月6日（火）
第9429号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（462）（福祉監査指導課） 2
	肥料の登録（463）（くらしの安心推進課） 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（464）（企業支援課） 3
	指定居宅サービス事業者の指定（465）（西部総合事務所県民福祉局） 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（23） 4
◇ 公 告	土地収用法による収用裁決手続の開始（県土総務課） 5

告 示

鳥取県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション観音寺新町	米子市観音寺新町四丁目6-20	訪問看護	令和4年4月1日
"	"	こころね訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目5-33	"	"
"	"	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	"	"
"	"	こころね訪問看護ステーション錦町	米子市米原一丁目1-1	"	"
"	"	こころね訪問看護ステーション中野町	境港市中野町5285-1	"	"
"	"	こころね訪問看護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	"	"
株式会社シニアリビング・ライフ	"	いきいき訪問看護ステーション灘町	米子市灘町三丁目76	"	"
"	"	いきいき訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目6-39	"	"
"	"	いきいき訪問看護ステーション	米子市彦名町8-1	"	"
"	"	いきいき訪問看護ステーション境港	境港市馬場崎町312	"	"

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社シニア	米子市安倍200-1	こころね訪問看護	米子市観音寺新町	介護予防訪問看	令和4年4月

リビング・スタイル		ステーション観音寺新町	四丁目6-20	護	1日
〃	〃	こころね訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目5-33	〃	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション東福原	米子市東福原三丁目9-1	〃	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション錦町	米子市米原一丁目1-1	〃	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション中野町	境港市中野町5285-1	〃	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	〃	〃
株式会社シニアリビング・ライフ	〃	いきいき訪問看護ステーション灘町	米子市灘町三丁目76	〃	〃
〃	〃	いきいき訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目6-39	〃	〃
〃	〃	いきいき訪問看護ステーション	米子市彦名町8-1	〃	〃
〃	〃	いきいき訪問看護ステーション境港	境港市馬場崎町312	〃	〃

鳥取県告示第463号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和4年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称 及び住所	登録年月日
鳥取県 第565号	甲殻類質肥料粉末	かに舞カニ殻肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	友田セーリング株式会社 境港市竹内団地80	令和4年8月25日

鳥取県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザグザグ倉吉八屋店 倉吉市八屋大通159-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信 岡山県岡山市中区清水369-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 ザグザグ倉吉市八屋店
変更後 ザグザグ倉吉八屋店
- 4 変更年月日
令和4年7月30日
- 5 届出年月日
令和4年8月25日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和4年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム 米子訪問介護	米子市青木 853-7	令和4年7月1日	訪問介護
株式会社千年会	ハートフルケア	米子市西町10	令和4年9月1日	〃

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第23号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和4年9月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,242
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,207
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	143,677
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,330
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,633
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,720
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,335
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,168
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,443
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,086
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,365
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,942

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和4年9月6日

鳥取県収用委員会会長 浅井 浩 二

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤工事（鳥取県八頭郡八頭町岩渚字古市場地内から同町岩渚字堤谷地内まで）

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

令和4年8月18日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地						
所在	地番	地 目		全筆の地積（平方メートル）		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積（平方メートル）
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	
八頭郡八頭	173	山林	山林	146	146.79	146.79
町岩渚字堤	173-1	山林	山林	248	248.00	248.00
谷	173-2	山林	山林	282	282.71	282.71

5 土地所有者の氏名及び住所

不明。ただし、土地登記記録名義人（亡）田淵 石松 法定相続人は以下のとおり。

大前 貴裕	神奈川県平塚市中原二丁目15-21-202	(持分不明)
大前 春江	岡山県津山市東新町104-202	(持分不明)
大前 悟	岡山県岡山市北区東古松四丁目4-22-202	(持分不明)
椿森 悦子	京都府京都市左京区山端森本町17-9	(持分不明)
谷口 尚子	京都府京田辺市大住ヶ丘二丁目14-15	(持分不明)
椿森 信幸	京都府京都市伏見区深草池ノ内町12-1-201	(持分不明)
田淵 貞夫	八頭郡八頭町東410-1	(持分不明)
米田 彰也	住所不明。ただし、住民票上の住所は次のとおり。	(持分不明)

鳥取市湖山町西三丁目113-19

石川 真智子	大阪府茨木市新郡山二丁目 6 - 504	(持分不明)
上田 ひとみ	八頭郡八頭町隼福274	(持分不明)
池田 たけ子	三重県四日市市西日野町2806 - 1	(持分不明)
河嶋 喜代美	兵庫県豊岡市日高町鶴岡129 - 2	(持分不明)
田淵 綾野	八頭郡八頭町東440 - 4	(持分不明)
田渕 一十志	八頭郡八頭町東440 - 4	(持分不明)
前田 美雪	鳥取市津ノ井251-15	(持分不明)
上田 千代子	八頭郡八頭町南475	(持分不明)

- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし